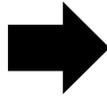


# 自転車運転者講習制度

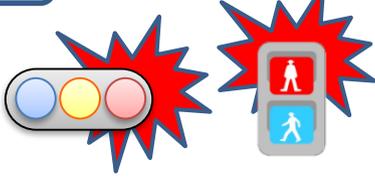
自転車で  
危険行為を繰り返す  
(3年以内に2回以上)



「自転車運転者講習」  
受講義務!!

受講命令違反  
5万円以下の罰金

1 信号無視



2 通行禁止違反



3 歩行者用道路での  
徐行違反



4 通行区分違反  
(右側通行等)



## 講習対象 危険行為 15項目

悪質な自転車運転者に対する、  
自転車運転者講習制度の対象となる  
危険行為に、  
**妨害運転（あおり運転）**  
が追加されました。  
(令和2年6月30日施行  
道路交通法施行令の一部改正)

5 路側帯での歩行者  
通行妨害



6 しゃ断機が下りた  
踏切への進入等



7 信号のない交差点での  
左方車・優先車妨害等



8 交差点右折時の直進車・  
左折車の進行妨害



9 環状交差点通行車  
妨害等



10 一時不停止



11 歩道における通行  
方法違反



12 ブレーキのない  
自転車等の運転



13 酒酔い運転



14 安全運転義務違反



15 妨害運転（あおり運転）

他の車両の通行妨害目的で、一定の  
違反となるような行為（幅寄せ、不  
必要な急ブレーキをかける等）を  
して、交通の危険のおそれ又は著しい交通  
の危険を生じさせる行為をすること。



～キャッチフレーズは「ゆずる・とまる・まもる」～

岡山県警察本部 交通部交通企画課

## 自転車運転者講習制度のながれ ※受講命令違反5万円以下の罰金

自転車運転者が危険行為を3年以内に2回以上繰り返す

都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

講習の受講  
 ○ 3時間  
 ○ 6,000円 (R4.11末現在)  
 ○ 運転免許センター  
 又は警察署等で実施

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

## 自転車でも保険に加入しましょう！

自転車でも、加害者になってしまうと、高額な賠償金となることがあります。

### 【高額賠償事例】

交通事故の内容	賠償金額
自転車乗車の高校生が、道路の右側を走行中、対向してきた自転車と接触し、転倒させ、死亡させた。	2,650万円
自転車乗車の小学生が、歩行者と正面衝突し、歩行者が意識不明となった。	9,520万円

- 自転車保険のほかにも、自動車保険で自転車事故にも対応できる特約や、TSマークもあります。
- TSマークとは、自転車安全整備士が点検・整備した安全な「普通自転車」に貼るマークで、傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。  
 ※ 有効期間は記載されている点検整備の日から1年間



## 例えば・・・

### 赤色TSマーク付帯保険の補償内容と支払い対象 (平成29年10月から)

補償内容	傷害補償		賠償責任補償	被害者見舞金
	●死亡 ●重度後遺障害 (1～4級) 一律100万円	●入院加療15日以上 の傷害 一律10万円	●死亡 ●重度後遺障害 (1～7級) 限度額1億円	●入院加療15日 以上の傷害 一律10万円

青色のものもあり、賠償内容が異なります。

## 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車は便利で楽しい乗り物です。しかし、ルールを守らないと、自分がけがをしたり、車やほかの人とぶつかったりする**危険な乗り物**になることもあります。また、加害者になれば**高額な賠償金**の支払いを命じられることもあります。自分自身を守るためにも、ルールを守って安全に自転車に乗りましょう！！

